

**公共調達適正化に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開**

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び住所	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備 考
						(円)	(円)	(%)	(人)	公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1	池田公共職業安定所エレベーター戸開走行保護装置等設置工事 池田市栄本町12-9 26.7.2~26.12.26	支出負担行為担当官 大阪労働局 総務部長 田中 仁志 大阪府中央区 大手前4-1-67	26.7.2	シンドラーエレベータ(株) 大阪支店 大阪府北区 豊崎3-1-22	別紙のとおり	8,226,360	7,560,000	91.9%					

契約件名及び数量	池田公共職業安定所エレベーター戸開走行保護装置等設置工事
随意契約によることとした理由	池田公共職業安定所のエレベーター(シンドラーエレベータ株式会社製)の建築基準法施行令第129条の10第3項第1号及び2号の既存不適合を解消するため、戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置を取付けることとなったが、当該エレベーターはシンドラーエレベータ株式会社が独自の技術により設計、製作、設置を行ったものであり、規格が異なる他社の戸開走行保護装置を設置することができない。よって、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととしたい。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	